

令和6年11月吉日

当所貿易証明登録企業 各位

金沢商工会議所

一般原産地証明（日本産）のオンライン発給について

金沢商工会議所では、貿易証明申請企業や関係省庁からの要請を踏まえ、貿易取引で利用される貿易関係証明のうち、一般原産地証明書（輸出品の原産国を証明する書類）のオンライン発給を開始しております。

なお、令和6年11月25日より、オンライン発給の安定性向上に向けたシステム環境の移行に伴うシステムログイン用のURL・一部画面レイアウトを変更いたします。詳細は、以下ご確認お願い致します。

●オンライン申請について

申請	申請者が「貿易関係証明発給システム」に必要事項を入力し、オンラインで申請
発給	当所での審査後、システム上で承認。 申請者は自社のプリンタで証明書をカラー印刷する。 (月末締め請求書をシステム上で発行)
典拠資料	インボイス等の典拠資料の提出が 不要 ※システムに典拠インボイス情報を入力
証明料/ 新規登録手数料	会 員：1,100円 非会員：3,300円
更新手数料	会 員： 550円 非会員：2,200円
貿易証明 企業登録	申請書類の一部を「貿易関係証明発給システム」で入力・印刷し、 サインのみ手書きを行い、当所窓口へ郵送申請

●証明料のお支払いについて

・銀行振込に限ります（現金支払いは不可）

・振込手続きに必要な請求書は、オンライン上で発行されます（**月末締で一括発行**）ので、貴社で出力（ダウンロード・印刷等）し、経理関係へ手続きを依頼してください。なお、証明書の印刷は、お支払いの前に可能となります。

●システムの動作環境・機器について

- ・インターネットからシステムへの接続となり、自社サーバー・パソコン等へのインストールは不要です
- ・以下の環境が使用できるパソコンが必要です
 - ➔OS：Windows10
 - ➔指定ブラウザ：Google Chrome（最新版のみ動作保証）
 - ➔ソフトウェア：AdobePDFが閲覧・印刷できるソフトウェア
- ・カラー印刷が可能なプリンタが必要です。

●申請者向け操作マニュアル（PDF）について

https://www.kanazawa-cci.or.jp/members/pdf/application_manual.pdf

●オンライン発給システムにおける貿易証明企業登録（申請者登録）

- ・オンライン申請を行う際は、貿易関係証明発給システムへの企業登録が必須となります。
※登録の有効期限は **2年間**です。2年経過後は、再度登録更新の手続きをとっていただきます。
登録更新手続きの必要書類は、新規登録と同様です。
- ・システムにおける企業登録は以下 URL にアクセスし、手続きを進めてください
https://coo.gensanchi.jcci.or.jp/tentative-company?cci_code=1001

・必要書類

以下の書類を発給システムまたは申請者様でご準備頂き、郵送または窓口にてご提出ください。

- ① 貿易関係証明に関する誓約書 ※貿易登録システムより出力
※誓約書には、印鑑証明書に登録されている社印または代表者印を押印してください。
押印された印鑑が証明書のもとは一致しない場合、書類を受理できませんのでご注意ください。
- ② 貿易関係証明業態内容 ※貿易登録システムより出力
- ③ 申請者署名届（直筆サイン記載済のもの） ※貿易登録システムより出力
- ④ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)（法人の場合） ※3ヶ月以内に発行された原本
- ④ 住民票（個人事業者の場合） ※3ヶ月以内に発行された原本
- ⑤ 印鑑証明書 ※3ヶ月以内に発行された原本
- ⑥ 地区外登録についての理由書（営業拠点が金沢市にない場合）
※用紙をメールにてお送りしますので、下記連絡先までご連絡下さい。
- ⑦ 開業届または納税証明書のコピー（個人で新規に登録される場合）
- ⑧ 在留カードのコピー（代表者や署名者が外国籍の場合）
- ⑨ 古物商許可証のコピー（中古品を取り扱う場合）

●オンライン発給システムからの申請

- ・上記の登録完了後、当所より「貿易登録証」が発行されます。「貿易登録証」記載の管理者 ID・パスワード（初期）を用いて、以下 URL にログインしてください。
<https://coo.gensanchi.jcci.or.jp/>
- ・ログイン後は、登録いただいたサイナー毎に ID・パスワードを交付し、それぞれのサイナーの ID でオンライン発給申請を進めてください。
※管理者 ID では、証明書の申請を行うことはできません。申請はサイナーの ID で可能です。
- ・貴社からのオンライン申請後、当所が審査を行い承認します。当所での内容を確認・承認後、
貴社にて白上質紙に印刷していただきます。
※印刷用紙規格 ①白上質紙 ②A4 サイズ ※偽造防止加工用紙は使用不可
※従来の窓口（書面）発給時に使用していた原産地証明書の専用用紙（緑色）はオンライン発給申請では利用できません。

●その他

- ・同じパソコンで複数の ID を用いてシステムにログインしないでください。
- ・当所の承認後の内容修正は再発給となり、新たな証明料が必要となります。
- ・オンライン発給ではアタッチシートは添付できません。割り印対応もございません。
- ・オンライン発給審査は、**原則、企業からのオンライン申請後 2 営業日中に行います。**

●お問合せ

金沢商工会議所 企業経営アシストセンター TEL 076-263-1161 ☒kokusai@kanazawa-cci.or.jp